２０１９年度第３回（通算第４０回）理事会（通常）議事録

一般財団法人国際法学会

1. 日時　２０１９年９月２日（月）１８時～２０時１５分

2. 場所　静岡コンベンションアーツセンター・グランシップ　９０３会議室
〒422-8019　静岡市駿河区東静岡２丁目 3-1

3. 出席者：

理事１８名中　１７名

（代表理事）浅田正彦、（理事）石田淳、植木俊哉、小畑郁、兼原敦子、酒井啓亘、髙村ゆかり、都留康子、中谷和弘、西谷祐子、西村弓、濵本正太郎、濱本幸也、古谷修一、真山全、森川幸一、山田哲也

（監事）吾郷眞一、佐野寛

（事務局）前田直子、加藤陽

4. 議事要旨

開催に先立ち、定款第２９条第３項に基づき浅田代表理事が議長となった。最初に、定款第４１条第１項及び第２項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることのできない議長を除く１６名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事１７の過半数（９名）が出席していることが確認された。

最初に、前回２０１９年度第２（通算第３９）回理事会（臨時）の議事録確定が報告された。

１）報告事項

１　定款改正に伴う登記に関する件

真山事務局長より、「主たる事務所」に関する定款改正に伴う登記が完了したことが報告された。

２　評議員交替に伴う登記に関する件

真山事務局長より、外部評議員に関し、外務省国際法局長の異動に伴い、三上正裕前局長から岡野正敬新局長への交替に関し、登記が完了したことが報告された。

３　2019年度予算執行状況に関する件

濵本会計部長より、2019年度予算は順調に執行されている旨報告されるとともに、各種計画執行にあたり、担当委員らによる個人的な高額立替えは不要であり、前払いも利用可能であることが案内された。

４　意向投票実施に関する件

浅田代表理事より、今大会期間中に実施されている理事及び評議員の選任に関する意見聴取の投票状況について報告がなされた。

５　アジアカップ模擬裁判に関する件

小畑若手教育者育成委員会委員長より、資料に基づき、2019年8月に実施されたアジアカップ模擬裁判の実施報告がなされた。開催にあたっては、73チームの登録があり、そのうち63チームよりメモリアル（書面）が提出されたこと、日本財団及び外務省よりの助成金や業務委託謝金を得たこと、決勝ラウンドはイイノホールにて公開としたこと、書面審査や決勝ラウンドの開催には、外務省や学会会員の協力を得たことなども併せて報告された。

来年度については、オリンピック・パラリンピックの開催、ILA世界大会（京都）開催等との関係で、アジアカップ開催の日程調整が必要であるが、例年どおり東京で8月開催の方向で検討していることなどが報告された。

出席理事からは、ILA世界大会（京都）への出席者に裁判官として協力を要請することも一案ではないかとの意見も述べられ、アジアカップの信頼性向上の観点からも検討することとなった。

６　研究大会への傍聴に関する件
真山事務局長より傍聴に関し、大会初日時点で、事前申込みが21件、大会初日の当日申込みが3件であることが報告された。

７　研究大会への出版社の出展に関する件
真山事務局長より、例年どおり8社が出展していることが報告された。

８　その他
（１）市民講座に関する件
中谷アウトリーチ委員会委員長より、市民講座「海と国際法」に関し、柳井俊二会員がスピーカーとして加わることが報告された。

（２）大韓国際法学会からの招聘に関する件
古谷国際交流委員会委員長より、国際交流事業の一環として、大韓国際法学会より、同会長を含む3名の被招聘者が今次研究大会に3日間の予定で参加することが報告された。

（３）UN Audiovisual Library of International Law に関する件
浅田代表理事より、資料をもとに、国連よりUN Audiovisual Library of International Lawに関する広報依頼が代表理事宛に届いたこと、同ウェブサイトへのリンクを学会ホームページに設定していることが報告された。
出席理事からは、今後学会ホームページへの一層の充実に向けて作業の増加が見込まれるところ、ホームページ委員会の体制や予算の拡充についての検討も必要であろうとの意見が述べられた。

2）議決事項
議決事項
第１号議案　一般財団法人国際法学会年次研究大会（第 122 年次）に関する件
兼原研究企画委員会委員長より、今次研究大会各セッションの記録係について報告がなされ、これが了承された。

【議決事項】
議決事項無し

第２号議案　一般財団法人国際法学会年次研究大会（第 123 年次）に関する件
兼原研究企画委員会委員長より、2020 年（第 123 年次）研究大会に関し、資料をもとに、研究大会 1 日目及び 2 日目にかかる統一テーマを「多元（社会）化する国際社会における国家主権の再検討」とすること、2 日目午前には小田滋 ICJ 判事レクチャーシリーズを開催することが提案され、了承された。今後、研究企画委員会において、報告候補者に打診を開始し、適時に理事会に企画案を諮ることとなった。
山田研究大会運営委員会委員長より、2020 年（第 123 年次）研究大会について、開催予定地のウインクあいちとの仮契約を行い、それに伴う使用料の一部前払いを行ったことが報告された。
定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】
2020 年（第 123 年次）研究大会の統一テーマを「多元（社会）化する国際社会における国家主権の再検討」とする。大会 2 日目午前には小田滋 ICJ 判事レクチャーシリーズを開催する。

第３号議案　2019 年度予算補正予算に関する件

濵本会計部長より、2019 年度予算に関し、①2018 年度決算を受けての補正、②国際法模擬裁判アジアカップへの日本財団からの助成金の増額による補正、③2020 年研究大会開催予定のウインクあいちに関する利用料 2019 年度中事前支払いによる補正、の 3 点を反映した 2019 年度予算補正予算案が諮られ、これが原案どおり了承された。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2019 年度予算補正予算を原案（別添）どおり承認する。

第４号議案　国際法外交雑誌第 118・119 巻の編集状況に関する件

植木雑誌編集委員会委員長より、資料をもとに、国際法外交雑誌第 118 巻及び第 119 巻の編集状況について報告がなされ、了承された。近年、論文投稿本数が少ない傾向にあり、出席理事らによる議論の結果、会員総会において投稿を慫慂することとなった。

また大韓国際法学会からのゲストスピーカーについても、他の報告者と同様、雑誌編集委員会による審査の上、国際法外交雑誌への掲載可否を決定することが再確認された。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

議決事項なし。

第５号議案　国際法外交雑誌在庫に関する件

高村理事より資料をもとに、国際法外交雑誌の在庫状況について説明がなされた。国際法外交雑誌については、学会の運用財産として、2013 年度第 2 回理事会及び第 6 回理事会における決定にならい、今次理事会の決定にて在庫の処分が可能であることが確認された。在庫の取扱いに関する基本的な考え方については、①第 115 巻から第 117 巻（直近過去 3 年の巻）については、各号 60 部の目安で（将来的な 15 部の永久保存分を含む）学会支援機構で保管する、②第 113 巻及び第 114 巻については各号 15 部を永久保存（倉庫会社にてすでに保管）し、加えて各号 15 部を学会支援機構で暫定保管しそれ以外は処分する、③第 109 巻から第 112 巻については、各号 15 部を永久保存（倉庫会社にてすでに保管）しそれ以外は処分する、ということが提案され、これが了承された。

出席理事らからは、日本学術振興会の助成による出版分も含まれていることから、処分記録を残す必要性や処分自体が可能かどうかについて質問がなされ、また、2013 年の一般財団法人への移行に伴い、処分が可能かは会計事務所等への確認が必要との意見が述べられた。それらについて再確認の上、作業を進めることとなった。在庫の活用方法に関しては、引き続き検討し、次回理事会にて高村理事より提案することとなった。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

国際法外交雑誌の在庫取扱いに関する基本的方針を次のとおりとする。

①第 115 巻から第 117 巻（直近過去 3 年の巻）については、各号 60 部の目安で（将来的な 15 部の永久保存分を含む）学会支援機構で保管する、

②第 113 巻及び第 114 巻については各号 15 部を永久保存(倉庫会社にてすでに保管)し、加えて各号 15 部を学会支援機構で暫定保管しそれ以外は処分する、

③第 109 巻から第 112 巻については、各号 15 部を永久保存（倉庫会社にてすでに保管）しそれ以外は処分する。

第６号議案　小田滋賞に関する件

西谷国際関係法教育委員会委員長より、第 7 回小田滋賞について、学会ホームページや国際法外交雑誌を通じて周知に努めていることが報告された。

また第 7 回の授賞式を年次研究大会に組み込んではどうかという同委員長の提案に関しては、出席理事から授賞式への列席者を確保し増やすために時期の変更を検討することに意義はあるとの意見が述べられたが、同時に、時間繰りに関してゆとりある大会プログラムに移行したところであり、授賞式を組み込むことで再度変更することに慎重な意見や、講評は別途機会を設け、授賞式のみ会員総会や懇親会の一部に組み込んではどうかという提案などが出された。応募締切や審査など全体スケジュールの検討も必要であるため、引き続き、第 8 回小田滋賞のスケジュールより変更することを念頭に、国際関係法教育委員会にて検討することとなった。

【議決事項】

議決事項なし。

第７号議案　会員名簿 web 入力に関する件

森川会員委員会委員長より、資料をもとに、会員情報管理について、学会支援機構のシステムを利用し、会員自身に登録や変更、会費納入状況の確認などを行えるシステムに移行することが提案された。

学会支援機構のシステムでは、新入会手続、登録情報の閲覧、会費残高（未納額）の確認、会費のクレジット決済が可能（郵便振替も引き続き利用可能）となり、システムの利用自体は無料であるが、会費のクレジット決済には収納代行手数料が発生するため、手数料の負担やその支払方法について精査が必要との指摘が出席理事からなされ、引き続き検討することとなった。

同システム上のデータを用いて、会員名簿を作成することに関しては、個人情報保護の観点から、現在登録されている会員情報を各会員に送付し、情報のアップデートや名簿掲載不可とする項目等についてアンケートを実施することが提案され、これが了承された。あわせて今次研究大会 2 日目の会員総会にて、会員情報のシステムが学会支援機構に移行すること、名簿作成に関するアンケートを会員に送付することを案内することが了承された。

新入会手続に関しては、規程上、理事会での承認等が必要であることから、従来どおりの手続とすることが確認された。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

会員情報管理について、学会支援機構が提供するシステムを利用し、会員本人が情報登録・更新をおこなう方法を導入する。会員情報に基づく会員名簿作成に関するアンケートを実施する。

第８号議案　ニュースレター配信の業務委託に関する件

森川会員委員会委員長より、ニュースレター等の会員への一斉配信業務に関し、学会支援機構に委託することが提案され、これが了承された。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

ニュースレター等の会員への一斉配信業務を、学会支援機構に委託する。

第９号議案　新入会員の承認に関する件

真山事務局長より、6 名（一般会員 2 名、学生会員 4 名（の新入会の申請が紹介された（申請書原本回覧）。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

会員の異動（新入会員等）

入会＝6 名（一般会員＝2 名、学生会員＝4 名）

退会希望会員(年度末まで会員資格維持(雑誌送付))＝1 名(2019 年度末退会希望計 3 名)

理事会直前会員数(2019 年 8 月 27 日現在)

871 名（一般会員 755 名、名誉 39 名、院生 71 名、特別 3 名、終身 1 名、維持会員 2 件）

入会申請者理事会承認後会員数

878 名（一般会員 760 名、名誉 39 名、院生 73 名、特別 3 名、終身 1 名、維持会員 2 件）

（会員種別変更：院生より一般会員へ 2 名、特別会員から一般会員へ 1 名、新規特別会員 1 名）

第１０号議案　その他

（1）学会ホームページ上の通報窓口に関する件

真山事務局長より、資料にそって、現在の本学会での問合せ窓口は、「住所変更」等に関する学会支援機構と「事務局へのお問い合わせ」に関する事務局の 2 経路となっていること、他の学会の事例を調査した結果、一般的な問合せの経路しかない旨、説明がなされた。

浅田代表理事より、他の学会の事例に鑑み、当面は本学会でも現行のままとし、問題が生ずれば再検討することが提案され、これが了承された。

【議決事項】

議決事項なし。

（2）研究企画委員会幹事の交代に関する件

兼原研究企画委員会委員長より、同委員会幹事（国際私法）に関し、現職の森下哲朗会員が本務校都合により 2020 年度研究大会に出席できないため、本年 9 月をもって長田真理会員に交代することが提案され、これが了承された。

定款第４１条第１項及び第２項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（１６名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

研究企画委員会幹事（国際私法）につき、2019 年 9 月より、森下哲朗委員から長田真理委員に交代する。

（3）今後のスケジュール

資料をもとに今後 2020 年 9 月までの、理事会、評議員会、研究大会等のスケジュールが確認された。

【議決事項】

議決事項なし。